

第9回 農業・土地住宅WG（農業分野）

日時：平成17年10月28日（金）17:30～20:12

会場：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

出席者：南場主査、黒川主査、福井専門委員、本間専門委員
田中室長、原企画官 他

議題：（農林水産省からのヒアリング及び意見交換）

- 1.担い手への直接支払い制度
- 2.実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進について
- 3.農協の在り方を含めた農業関連流通等の改革について

議事概要

議題1.担い手への直接支払い制度

農林水産省経営局 経営政策課長 柄澤 彰

南場主査）

- ・ 本日は、議事概要は公開。まず、説明いただいた後、自由討議ということでお願いしたい。

1.農水省説明

柄澤課長）

- ・ おたずねの第1点目の具体的な内容、実施に至るまでのスケジュール、2点目の規模要件をあわせて説明する。
- ・ これまで、農政はモノに着目して全農家を対象にするという政策体系であったが、今般、構造改革を進める、WTOルールに整合させるという観点から、担い手の経営に着目した政策に転換することとした。
- ・ 加入対象者は、担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、一定の要件を満たす者に限るとしている。
要件としては、まず、認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織であることとしている。
特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織とは、集団として、経営体とみなしていける者かどうかということで、注1のア、イ、ウ、エ、オの要件のいずれも満たすものに限る。特にオにあるように、近い将来農業生産法人になるということを確認し、名実ともに経営体と呼べる組織に限りていきたい。
次に、一定の規模要件を設け、認定農業者については、北海道で10ヘクタール、都府県で4ヘクタール、集団的な経営体の場合には、20ヘクタールを原則とする。
この規模については、資料にあるとおり、制度開始後、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うことを明確にしている。
ただし書きで規模について特例措置を設けることとしているが、これも都道府県知事に任せることなく、知事からの申請に基づき、全体的な客観性、公正性を確保していくために国が自ら別途基準を定めるということとしている。その具体的な要件としては、アは物理的な制約のある地域について、イは地域の生産調整を担っている組織について、ウは比較的小さな経営であっても非常に高収益の経営を行っている経営について、

それぞれ定めている。

なお書きとして、上記の要件により難しい特別な事情をあげている。これは、離島のよ
うに物理的に絶対に規模拡大ができないところ、また、新規就農、新規参入といった、
現時点での規模や所得がないが、将来発展するということが確保されているという場
合には、知事が要請できることとしている。ただし、この場合には、透明性、公平性、
客観性を確保するために、知事の要請自体を公表していきたい。

- ・ 施策の内容としては、一つは、資料の にあるとおり、麦、大豆、てん菜、でん粉原
料用ばれいしょを対象として、諸外国とのコスト差を是正する、それも、担い手の低
いコストとそれでも埋められない外国とのコスト差を直接的に支払うことによって補
填するものである。

こうしたことは、関税が高ければ必要ないが、関税が下がっていく中で内外のコスト差
が顕在化してくる場合には、これを品目横断的に補填していくものである。

もう一つは、収入の変動による影響の緩和のための対策である。

これは、先の4品目に加え、米も含め、5品目を対象とする。これらの品目については、
価格形成が市場で行われ、毎年の価格や収入の変動が激しいことがある。あまり収入が
変動すると、担い手であればあるほど影響が大きいので、基準期間と当該年との収入の
差額の一定割合を補填する。その場合、政府が3、生産者が1で拠出を行い、その範囲
内で補填する。

- ・ 最後に計上先の問題。今回の対策は非常に広範囲な対策で、これに関する特会も、食糧
管理特別会計と農業経営基盤強化特別会計の2つに関係することから、この機会にこの
2つの特会を統合するという検討している。
- ・ 3点目の質問、この制度が農業の構造改革にどのように結びつくのかということについ
て説明する。

本年3月に省議決定し、公表した「農業構造の展望」において、10年後を見据えた
とき、総農家数は、210～250万と現状から減ってくるが、このような中で、効
率的かつ安定的な農業経営、すなわち、他産業並みの所得があげられるような経営を
一定程度確保することを展望している。

その場合、家族農業経営、法人経営、集落営農経営という3カテゴリーで確保してい
くことを考えているが、本対策の対象となる担い手を限定していくことにより、この
ような効率的かつ安定的な経営に発展していくことへのインセンティブを与えること
になると考える。担い手でなければ本対策の対象とならないということにより、農地
を担い手としての認定農業者、集落営農経営、法人経営に集約していくということ
をこの政策で強力に推し進めていきたい。

2. 質疑応答

南場主査) 一点確認。農地のリース制度を活用している株式会社も対象となると考えてよ
いか。

柄澤課長) 加入対象者の要件の1つとして、認定農業者であることとしているが、認定農
業者の認定は法人も受けることが可能。リース制度を活用して参入する株式会社であ
っても、認定農業者の認定を受け、かつ、他の要件を満たしていれば、全く区別なく対策
の対象となりうる。

南場主査) もう一点。先程の説明で、別途基準の設定は、知事に任せることなく国が行う
との説明があったが、都道府県が裁量的に柔軟に基準を緩和できるということではない
ということ担保するために、要請をディスクロズするというのと、最終的には国
が決めるということと考えてよいか。

柄澤課長) そのとおり。

本間専門委員) 集落営農の要件で組織の経理を一括して行うというのがあるが、これはど
の程度のことを考えているのか。完全に経理の一元化を求めるのか、ここは重要で曖昧

にしてもらいたくない。

柄澤課長) 集落営農組織の名義により、農産物を販売することが大きなポイントだと考えている。販売名義が個人個人のままで、一つの経営体とは言えないことから、販売名義を組織の名義に移すということがポイント。組織の名義で販売したものの代金が、組織の口座に販売代金として入金される。その配分としては、機械を買ったり、農薬を買ったり、あるいは、土地に対する配当を行ったり、労働に対する労賃を配分したり、それは内部で決めることと考えている。

本間専門委員) 要望としては、きちんと規模要件をつけたことは私はそれなりに評価しているが、大事なのは、望ましい農業構造に向けて見直しを行うものとする、という点。具体的には規模要件を厳しくしていく、例えば都府県であれば4ヘクタールであるところを8ないし10というように、きつくしていくということを周知徹底し、農家に伝える必要がある。都府県でいえばもう4ヘクタールの中に入ってしまうと安泰なのだということではなくて、規模拡大に向けて進んでいかないと、4ヘクタールではいずれ要件にあわなくなるということがわかっていないと農家がそれに対応して、規模拡大するというインセンティブを持たないこととなるので、徹底してそのような方向を現場に伝えてもらいたい。

柄澤課長) そのとおりだと思う。

福井専門委員) 先程説明のあった知事からの要請に対する具体的基準はどのようにして定めるのか。それはどのような法的形態で定めるのか。

柄澤課長) 下限までの範囲でどのように緩和するのかというガイドライン案を示したいと考えている。できるだけ早く、どのような地域であればどの程度の緩和が可能なのかという、緩和方式のようなものをガイドライン案として公表していきたい。

福井専門委員) 資料に緩和の一定の限界が書かれているが、この範囲内でどういうところが、どの程度緩和できるかということを決めるということか。

柄澤課長) どのような場合でも、この下限に張り付いてしまっただけでは困るので、方程式のような緩和の仕方をガイドライン案として明らかにしていきたい。

福井専門委員) それは、事前にかなり裁量性のない客観的基準で明示するということが。

柄澤課長) そうということ。

福井専門委員) 手続きは法令に基づくものとなるのか。

柄澤課長) 全体として関係法案が必要となるので、それを来年1月からの通常国会に提出したい。これが成立してからの正式な手続では、各地の準備も間に合わないことから、正式の通達は法律の施行後になると思うが、その前に、来月にもガイドライン案を示していきたい。

福井専門委員) 要請自体は法令に基づく行為という位置づけになるのか。

柄澤課長) まだ現時点で法令のスキームが確定していない。法令上のものになるのか、予算の執行上のものになるのかははっきり決まっていない。ただ、根っこにおいては、通則法的な法律を出すこととしている。

黒川主査) 数値目標、時限を区切ってどの時期までにどのくらいという目標値のようなものは持っているのか。

柄澤課長) 最終的には、「農業構造の展望」の姿が政策的な展望。しかし、この対策はそのための一つの政策ツールであるので、この政策ツール自体の目標は設けていない。

黒川主査) 集約化が進むところは進むという感じがとてもしている。今回、小千谷でもとでも進んでいるエリアと隣の集落でちっとも進んでいないエリアを経験してきたが、そこでは過去いきさつなどがあり、どちらも同じように営農しているのに、片方は全くそのようなシステムにのりたくないと思っており、もう片方はそのようなシステムにのろうと思ったところにどのような違いがあるのかよくわからなかったが、どうか。

柄澤課長) 同様の状況は他にも生じていて、特定農業団体の設立状況を見ると、北陸では圧倒的に富山県が多いにも拘らず、福井県と石川県はそれほどでもないとか、特定農業

法人の設立状況を見ると、中四国であれば、広島県や島根県には多いが、他のところは少ないという状況がある。いろんな後からの理由は考えられるが、一番大きいのは、県庁やJA県中等農業団体の中に優れた指導者がいるということが大きいのではないかと。優れたモデル例があるということだと急速に広がっていく。

できるだけいいところを紹介し、そこへ行って見てくるようにというような指導をしている。今度の政策でこれにのらないと、基本的に麦、大豆の生産は成り立たないような状況となる。厳しい政策だと思うが、この要件を明確にしたことによって、構造改革が急速に進むことを期待しているところ。

本間専門委員) 集落営農を進める場合に、今すでに法人化してうまくいっている農業生産法人が懸念しているのは、農地の貸しはがし。貸しはがしの実態についてもきちんと見てほしい。

柄澤課長) 今の点については危惧している。順調に発展してきた個別経営に悪影響がないように十分に留意したい。

議題2.実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進について

農林水産省経営局 構造改善課長 今城 健晴

農村振興局地域計画官 大角 亨

1.農水省説明

大角計画官)

- ・ 1点目の転用が原則禁止されている農用地区域等の決定手続きの改善の中で審議会等中立的な第三者機関の関与が考えられるがどうかということについて。

農業振興地域整備計画の策定・変更の手続きについて、農用地区域の設定等については、市町村が定める農業振興地域整備計画の中で農用地利用計画という形で定められている。

これまで農用地利用計画の策定・変更の手続きについては、農用地区域内の土地所有者だけが異議申し立てが認められ、広く農業関係者以外の意見を聞くということにはなっていなかった。今般、法律改正により、市町村が整備計画の策定・変更をしようとする場合には、策定・変更しようとする理由を記載した書類を策定・変更しようとする計画とあわせて縦覧するとともに、農業者以外でも市町村の住民はすべてこの計画案について意見提出ができることとした。市町村が整備計画を定めた場合には、提出された意見の要旨及びその処理結果を明らかにしなければならないということとされている。

このように、農用地区域の決定手続きを含めた整備計画決定手続きの公正性、透明性の確保を一層図るような改正を行っている。整備計画が市町村の定める計画であることを踏まえれば、その策定・変更の際して、市町村の住民に加えて市町村外に居住する者を構成員とする審議会等の実施をさらに義務づける必要があるかについては、この法改正の運用状況を踏まえて検討することが適当と考えている。

- ・ 2点目の転用申請があつて初めて決定されている生産性の高い優良農地等を事前に決定してはどうかということについて。

農地転用許可制度は、営農条件に優れた農地の確保を図りつつ、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応するため、農地を甲種農地・第1種農地などに区分をして、良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可しないという運用をしている。

具体的には、農地転用面積のうち、農用地区域から除外して転用した面積は、全体の農地転用面積の16%のみとなっている。また、農用地区域から除外しての転用と農用地区域からの除外及び市街化区域内の転用を除いたその他の転用については、甲種と第1種農地の転用の割合をあわせて10%程度にすぎない。このように甲種と第1種農地に区分されるような農地の転用については、現行の制度でも十分に抑制されていると考えているところ。

なお、農用地区域内の転用は、砂利採取等の一時転用、農業用施設等への転用であり、ここでの議論とは直接関係しないものと考えている。

ご指摘のようにあらかじめ農地区分を事前決定し、周辺の土地利用等の変化に応じて変更等することについては、農地区分は土地利用計画、農地の営農条件及び周辺の土地利用の状況などに応じて、転用許可基準に基づき申請にかかる農地を区分している。農地の周辺における環境の変化、例えば、土地改良事業が行われたとか、土地区画整理事業が行われたとか、道路ができた、といった事情に応じ、当該農地を含めた周辺の土地利用が変化してくるものであり、農地の状況は固定的なものではない、したがって、あらかじめ、この区分を決定することは困難であり、転用許可の申請があった都度、許可権者が農地の区分を判断しているところ。このような中で事前決定というのはなじまない性格のものと考えている。仮にあらかじめ農地の区分を決定したとしても、このように状況の変化があることから、公平かつ公正な行政処分を行うという観点からは、許可申請がなされた時点であらためて周辺の土地利用等を確認して再度農地区分に変更がないかどうか判断しなければならないこととなるので、あらかじめ区分することは必ずしも合理的ではないと考えている。

今城課長)

- ・ 農業委員会等の委員構成の見直し等による第三者機能の強化ということについて。
転用許可は都道府県知事の権限、大規模なものは国の権限となっているが、それだけではなかなか現場の状況がわからないことから、農業委員会の意見を付して出すということになっている。農業委員会の委員構成については、6ページにあるとおり、農業者から選挙で選ばれる委員と、選任委員とがいる。その中に団体推薦委員と議会推薦委員とがあり、学識経験者も4名以内いるということになっている。農業委員会が意見を付してということについては、独立した行政委員会として、その地域の農地や農業の状況を熟知しているということで助言を求められているもの。したがって、周辺農地への影響があるかどうかというような点について意見を言っているものであり、全体的なまちづくりという観点で意見を言っているものではないことを理解願いたい。なお、農業委員会の委員については、増やすというよりもスリム化を求められているところであり、これに対応して法律改正も行っているところ。
- ・ 次に農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進するとの6月21日の骨太方針への対応状況について。
平成16年の農業委員会法の改正で、スリム化という観点もあり、農業委員会が農業構造政策、農地に関する業務に力点を置くべきとの指摘もされていることから、従来業務の中にあつた、農業技術の改良や病害虫の防除といった業務を廃止し、農地の業務、農業経営の合理化に関する業務に重点化するということとした。そうしたことを受け、担い手の育成のための連携強化という観点から、法律上のもではないが、地域での担い手育成総合支援協議会を設立し、市町村、農業委員会、農協、土地改良区などが情報を共有するなどして、地域で力をあわせ担い手作りに取り組んでいる。また、農地等情報の共有化を図るため、オンラインシステム等でこれらの機関の有する情報の共有に取り組んでいるところ。
- ・ 3番目に農業委員会の審議内容及び委員名簿の公開状況について。資料の8ページ
農業委員会法第26条で総会及び部会の会議は公開することとされている。第27条で会長は議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないとされている。第28条

で総会及び部会の会議に関することについては、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会又は部会の会議で定めることとされている。資料の右側に京都市農業委員会の規則の例を載せているが、事務所に備え付けて、一般の縦覧に供さなければならぬということ、出席委員の氏名、会議の概要、議決事項を公開している

千葉市では、資料にあるとおり、会議の議事概要をホームページで公開しており、見ようと思う人は誰でも見られるようになっており、透明性が担保されている。

福井専門委員) これは、誰がどのような発言をしたかを逐語で確認できる議事録か。

今城課長) 全て調べたわけではないが、少なくとも、千葉市は誰がという名前が出ている。

福井専門委員) 名前が出ていて、発言もまとめるのではなくて、実際の発言に沿って書いているのか。

今城課長) 発言がでている。

今城課長)

- ・ 続いて農業生産法人以外の株式会社等の農地取得・保有の容認について。

農地制度は、効率的利用の確保と農地の確保・保全を車の両輪として、両方があいまって、農地が担保されている。農地の権利移動制限については、農地をきちんと継続的に耕作する者ということで、営農活動に従事する者がきちんと農業経営を行いうるかをチェックしており、継続的に耕作されている農地については、価値の高い農地ということで、転用規制が原則としてかかっている。この農地の権利移動制限については、担い手に農地の集約を加速化していくということであるが、それだけでは、農地の担い手が不足している状態であるので、最初は特区で、今は農業経営基盤強化促進法の中で農業の担い手が不足している地域、つまり、耕作放棄地又は耕作放棄地になりそうな農地が相当程度存在する地域については、農業生産法人の要件をほとんど撤廃した形で参入を認めており、農業の担当役員が1人いればいい、農業の継続について、市町村との協定締結により継続を担保することとし、農業を継続できなければ農地を返してもらおうということとしている。したがって、耕作放棄地に対象を限定しているのではなく、担い手がいる地域と不足している地域をわけ、農業の担い手が不足している地域のメルクマールとして、耕作放棄地又は耕作放棄地になりそうな地域が相当程度存在する地域としているものであることを御理解願いたい。

次に農業経営の法人化の推進(資料の10ページ)

農水省としても、農業経営の法人化を進めないというつもりはない、農政の基本として、法人化を進めていきたいと考えている。しかし、農業経営の他産業とは異なる特質をうまくおさえながら、法人経営のいいところを取り込んでいきたいというのが、農業生産法人制度。

農業の特質としては、他産業に比べ単位面積当たりの利益率が低い、かつ、天候等の自然的条件の影響を受けやすいということがあり、そこをいかに法人の組織論と整合させるかということで、農業生産法人制度が考えられている。次に11ページ、農業経営の継続性の判断に当たっては、単位面積当たりの利益率が他産業に比べ低いという農業の特質や一旦かい廃すると再生に多大な資本と労力を要する農地の特質を踏まえ、営農を実際に行っている者の意向によって経営方針の決定や経営管理の実行が行われている法人であるかということがポイントである。その場合、農業経営の方針決定と農業経営の実行、農作業等の実施の3つについて、法人の場合、組織としては、これらが株主又は構成員、役員、従業員ということで別人格で組織されているが、個人の場合は一気通貫ということでそこに差がある。したがって、農業経営の方針決定を行う場合に、現場の農作業等従事者の意向が反映される体制になっているか、その決定された方針に基づき、実際の経営管理が円滑に実行される体制になっているかということを確認することが必要であり、このため、農業生産法人制度では、構成員要件、役員要件を課している。

具体的には、農業の常時従事者等の議決権が総議決権の4分の3以上であることとされ

ている。これは、先程言ったとおりの三者が別人格であるので、一貫通貫の形で判断されるようになっていくことが重要。したがって、株主総会などが開催される場合には、農業サイドの方が過半数になっているということが確保されるよう、4分の3という要件を付している。

また、役員要件については、役員の過半が農業の常時従事者であること、これは、法人が行っている農業の常時従事者ということなので、農作業に限らず、マーケティングとか経営管理とかをすべて含む「農業」への従事者が過半であるということ。そのうち、過半の者が農作業に従事していることという要件を付することで三者の一体性を担保している。

なお、なぜ150日以上、なぜ60日以上に従事が必要かということについては、まず150日というのは、最も一般的な水稻の生産期間を踏まえたもの、農業センサス等でも年間150日以上労働に従事がある者を農業専従者としている。これらから、150日としている。なお、150日なくても、大丈夫なものもある。また、60日についても、農作業についてその半分程度は必要ではないかということ。

このようにして、個人に課している3要件だけでは足りず、法人にはこれらの要件を課している。

また、土地持ち非農家のみならず、自給的農家等においては、農業従事日数が年間150日に満たない場合はどうかというおたずねだが、確かに既に自給的農家になってしまっている農家には、従事日数が150日に達していない農家もたくさんいると思うが、個人の権利移動を認める際の農作業従事日数は原則年間150日以上ということで運用している。新たに権利を取得して参入しようとする人の要件はそろっていることを御理解願いたい。

諸外国の法人の要件についての例は、資料の13ページにあるが、これは、米国の穀倉地帯である中西部9州のうちネブラスカ州の例をあげている。農場を所有することが認められる法人の要件をかかげている。

なお、12ページに戻って頂きたいが、農業生産法人の制度については、平成12年の法律改正により、有限会社と並びのような株式の譲渡制限のある株式会社、つまり他の構成員が知らないうちに株主が変わっているというおそれのない株式会社については、農業生産法人の一形態として、農業への参入を認めた。また、平成15年の基盤法改正により、認定農業者である農業生産法人については、議決権の4分の1という要件を2分の1としている。株式会社形態の農業生産法人は増えてきており、平成16年7月1日現在で86社となっており、19ページ以下実例をあげている。

最後にリース方式による株式会社等の農業参入の全国展開について対象が耕作放棄地に限られているため、問題という指摘をもらっているが、14ページにもあるが、先程も申し上げたとおり、参入区域の設定については、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域ということであるが、耕作放棄地でなければ、農業生産法人以外の方は参入できないというわけではない。特に担い手が不足している地域ということで、そういう要件を区域設定の要件としているもの。現在、農業生産法人以外で農業参入している法人は平成17年5月1日現在で107社となっており、着実に増えているところ。なお、どうしてこのように区域が限定されているのかということ、担い手に農地を集めていこうとしているところであり、そのようなところでとりあえず農地を借りておこうという人がいると農地の集積が進まないことから、担い手に農地を集めていくが進められるところは、そのように進めていき、他方、既存の担い手では、農業生産を担っていくことが難しいということでは、農業生産法人以外の法人に参入してもらおうということを進めることが効率的なのではないかと考えているためである。

2. 質疑応答

本間専門委員) 農地の転用の実態をどうみるか。資料の4ページだが、農用地区域内は転用できないことになっているにもかかわらず、平成16年度でいうと、2,854ヘクタールも転用されていることを農水省としてどうとらえているのか。これは仕方がないとしているのか、遺憾であると思っているのか。加えて、その実態として、どのような部分で除外して転用されているのかを教えて欲しい。

大角計画官) 農用地区域内の農地面積が農地全体の86%。その中で除外して転用しているのは16%しかない。われわれとしては、農用地区域内については、農用地区域制度の運用によって転用はかなり抑えてきていると考えている。農地を守るという効果は十分に出ていると考えている。

南場主査) 16%は十分に少ないということか。

大角計画官) 86%と比べればそう。

本間専門委員) 86%と比べるのではなく、2,854ヘクタールという数値をどうとらえるかということ。優良農地を守るという観点で農地転用を厳正化するという意味ではここが一番問題だと思っている。もっと前のバブルの時期はもっと多かったはず。

大角計画官) 資料の5ページを見てもらうと、農地転用全体だと一番多かったのは狂乱物価の頃で7万ヘクタールほど。農用地区域から除外して転用する面積はバブルの頃、平成のはじめの頃は、8千ヘクタール程度であったが、年々減ってきている。

本間専門委員) しかし、年々コンスタントに転用されていることが何を背景としているのか、知りたい。特定の年度だとか、非常に例外的に転用されているということであれば、もっとでこぼこがはっきりと出るはず。そうではなく、恒常的に農用地区域から除外して転用しているという実態を明らかにして欲しい。どういうところがどういう形で農用地区域から除外して転用されてきたのか、その実態の解明がないと、優良農地を守ると言っても、対策が立てにくい。

南場主査) 今後、3,000ヘクタールの転用がずっと行われることを是とするかどうか。

大角計画官) 確かに農用地区域内の農地は基本的に転用を認めないということとしている守るべき農地。一方、我が国の土地利用は稠密であり、さまざまな土地利用の需要がせめぎあっている。農用地区域内で農地転用を一切認めないという運用は、このような土地利用の状況を見ると困難。一定程度の除外についてはやむを得ないと思っている。

本間専門委員) 転用の中身を勉強したいという気持ちがあるので、お願いしたい。

黒川主査) 住宅になったのか、農道になったのか、農村地域工業導入法に基づく工場になったのかもしれない。どういうことで農地が減ってきているのか、その中身を知りたい。

黒川主査) 11ページの絵の解釈は公式解釈か。一般に農業の問題を考える場合、経営的配慮や創意工夫とか、今特区制度で耕作放棄地を建設会社が耕すとかいう面白い動きが出てきているが、建設会社の場合、そこで作ったものをレストランを作ってそこで提供するとか、あるいは、建設会社で働いている人はもともと農業をできたり、あるいは、大工もできたりして、結構うまく組み合わせられている。建設会社はもともと農村地域にたくさんあって、その会社が参入している。このように農村地域にもともとあって、ただし農村地域にいながら、農業などをやったことがない人が新たに手を出し、どきどきするようなケースも実際に見てきている。

法人の経営的な側面での良さを個人経営にどのように活かすかということに関心があるが、11ページの絵は、個人の場合の基準を法人に強制する感じになっている。農村地域の個人の農業をしている人たちが創意工夫をしながら、それを見ている子供が農業に魅力を感じてその仕事を継いでみよう、農作物を作るだけでなく、経営の面白さを感じるようにすることが重要なのではないかと思っている。しかし、この説明は、農作業のところだけが強調されているように見える。本来個人の経営に法人の経営の考え方をどうやって入れれば、集落全体で経営的な配慮ができるようになるのかということを考えて説明は組み立てるべき。

今城課長) いかに個人が創意工夫をするのと同じように、法人のマーケティング力や資金

力を農業経営に活かすことができるかということを考えている。

黒川主査) 農協でも農業委員会でもうまくいなくて、もっと利潤動機で入ってくるところに会社組織の面白さがあると思う。

今城課長) 19ページ以下に会社の例をあげさせてもらった。これらが今の農業生産法人制度のもとで参入している。これは平成12年に法律改正をして、事業要件を緩和して、いろんな副業をしても過半が農業又は加工など農業関連事業であればよいということとしたこと、構成員要件を緩和したことの成果がここに出てきている。

黒川主査) こういう絵の中にあるような新しい事例を上手に理論化して、先程の説明のところにフィードバックして説明して欲しかった。さっきの説明を聞いていると法人にはやらせないと聞こえた。

今城課長) 決してそういうことではない。法人経営の良さを活かしていきたいということ。

南場主査) 農業生産法人、農業にたずさわる主体の話となったので、そちらの議論をしたい。

福井専門委員) 農地減少の要因についてだが、耕作放棄か転用かという点については、耕作放棄が中心と見ているのか。

今城課長) そう考えている。

福井専門委員) 耕作放棄地は中山間地域で多く発生しているという統計がある。したがって、実際には使えない農地が耕作放棄地になっていると考えれば、優良農地は転用でかなり減っているという解釈もできると思うがどうか。

実際、先程の資料の4ページでも、農用地区域以内から、4,700ヘクタール、全体の27%ぐらい転用されているというのは、素直に見れば、優良農地減少の大きな要因と言えるのではないか。

大角計画官) 農地の減少は、農用地区域を除外して転用などによって減っていくものと、耕作放棄による減少の両方の要因によるものがある。このウェイトについては、除外の方が著しく多いとか、耕作放棄による方が著しく多いとかいうことはなく、ほぼ同じようなウェイトとなっている。

福井専門委員) 中山間地域における耕作放棄はある意味起こるべくして起こっているものであるが、耕作に適した優良農地の減少が、耕作放棄によるものなのか、転用によるものなのかという数値がわかれば、後ほど提出願いたい。

大角計画官) 地帯区分別などどこまで出せるかわからないが。

福井専門委員) 可能な範囲で結構なのでお願いしたい。

福井専門委員) 先程説明があった、市町村住民の意見を聴くということについてだが、この場合の市町村住民はどのような立場ということになるのか。農用地利用計画の策定・変更にあたっては、その根源として、国家的利益である食料自給や食料安全保障をチェックするというのが大きな国益だと思うが、これに市町村の住民がどう関係するのか。その市町村の住民だけがその農地から取れる農産物を食べるわけではないだろう。

大角計画官) 農地の面積の考え方については、計画案の協議は同意の必要な協議となっており、国が基本指針で示した上で県の基本方針に出てくる農用地の確保の考え方を国が同意付きで協議を受ける、それに基づいて県と市町村の間でも、農用地区域の考え方をやはり同意付きで協議する。ここでいう農業振興地域整備計画とは、農用地区域をどう設定するか以外にも農業の基盤をどう整備するか、農地の流動化をどうしていくのか、就業機会の確保をどう考えるかなどを全て含めた農業振興全体のマスタープランとなっている。したがって、市町村の住民はまさにそこに住んでいるという観点から、農業振興地域整備計画においてこの農業の在り方をどのようにしたいのか、広く意見を聴こうとするもの。

福井専門委員) 都市計画で住民の意見を聴くのはよくわかる。まちづくりについてのものだから地域の住民は当然利害関係にある。しかし、農業地域についての地域住民は、食料政策や農政という観点からは相当遠いところにいるものではないか。これよりはむしろ

る我々の質問で一貫して提示しているとおり、農業委員会という農業関係当事者だけではなく、食料の需給関係とか農産物の生産確保という観点からの大所高所からの判断ができる方の意見を聴くことが重要ではないか。市町村の住民の意見を聴いたことによって、農政の立場からの大所高所からの意見を聴いたことを代替できるわけではない。したがって、我々が言っているとおり、学識経験者や転用に関わる土地利用の調整の判断ができるような方が入るべきで、農業関係者がほとんどを占めるという農業委員会の委員構成については抜本的な変革を図る必要があるのではないかとということ。

本間専門委員) 農業者の意見を聴かないというわけではない。意思決定機関としてそこに当事者が入るのがまずいのではないかとという考え方である。透明性や客観性をみることが必要。農業者が絶対ここは転用してくれというところがあれば、どんどん言えばいい、そういうことは受け入れる組織として、なおかつ決定機関としては中立的であるべき。反論として、そんなことをすれば全て転用許可になってしまうということ、農家の方がよっぽど農業のことは知っているというが、農家が言う場はきちんと作るべきであって、農家は状況を説得しなければならない。自分達内輪で決めるのではなくて、委員全員を証拠をもって説得するだけのプロセスが必要だと思う。それが透明性の確保ということ。よく知っている人、いろんなことが長期的にわかる人が意思決定をするということではない。

福井専門委員) 利害当事者ではなくて、農政の将来を判断できる方が判断するということにすべき。

同様の事例で最近制度改正があった事例を申し上げますと、文部科学省が所管している私立学校の設立について都道府県に私学審議会という組織がある。これは、昨年までは私学審議会の構成員の4分の3は同一都道府県内の私学関係者でなければならないということとされていた。つまり、私学関係者が私立学校新設の審査員として4分の3以上を占めている状況であった。したがって、競争相手たる新規参入者に対して非常に冷たかった。これについては、規制改革会議の指摘、提言を踏まえて、この制限は完全に撤廃された。私学審議会の構成員として、私学関係者を入れなければならないという規定はなくなった。

これも同じではないか。全廃までいくかどうかは別にしても、この委員構成はあまりにもバランスが悪いのではないかと考えているので、農政を推進する観点からも、利害関係者排除のシステムについて御検討頂きたい。

大角計画官) 市町村住民からの意見聴取についての趣旨を補足すると、市町村の中には商工会の関係の人や建設の関係の人もある。こういった方々からも広く意見を求め、客観性・透明性・公平性という観点から意見を聴くという意味合いもある。

福井専門委員) 農業生産の将来が判断できるということにはならないのではないかと。

今城課長) 農業委員会にとって、転用については意思決定権限はない。

本間専門委員) 実質的にはある。

今城課長) 法律的にはない。

本間専門委員) 法律的にはね。

福井専門委員) それは私学審議会も同じ。

今城課長) 農業委員会は転用についても仕事をしているが、地域の集落をまとめて担い手を作っていくかだとか、それ以外にも多くの法令業務がある。例えば、農地関係の騒擾案件の和解の仲介とか、小作料の減額勧告など。その中の1つが転用に関して専門家として意見をいうこと。ここの部分について委員構成が変だから、全体の委員構成をと言われてもそれはちょっと。

福井専門委員) 農業の将来についてわかる、農業の専門家であればいい。私学審議会でも同じ議論があった。私学経営の中身がわかっている人でないと正しい私学の許認可ができないのではないかとという意見があった。その場合は、よその都道府県の私学関係者を入れればよいということだ。商売敵だとか、明日は我が身といったことになりえないよ

うな農業の専門家を入れることはかまわない。ところがこれは同一市町村内の農業者ということだから、利害が見事に対立ないし関係する場合がある。それは考慮してもらいたい。

黒川主査) 農業委員会はその地域で新たに農業をしようとする、新規参入に関しても重要な意思決定をしている。これは医師会や歯科医師会、弁護士会、税理士会などと同じでその地域において会のイエスをもらわなければ、そこに入れない。ある種の参入規制になっているのではないかという気持ちが強い。これと、転用もあって出口の方でも何か都合良くしてしまうのではないかと、競争を抑制するのではないかということが問題意識。

今城課長) 参入規制ということだが、今は担い手不足が激しいので、やって頂ける方がいれば、ウェルカム。もちろん法令上の許可要件で見ているが、排除の論理が働いているということはないと思う。

福井専門委員) 仕組みの建前として、季下に冠を正さないようにした方がよりフェアであることは間違いない。

黒川主査) 組織が公正で誰でもなるほどなと思えるような構成にならないかということ。

福井専門委員) ここで結論をということではないが、検討願いたい。

福井専門委員) あと、第1種農地、甲種農地といった、区域の区分をあらかじめ決められないということに違和感がある。都市計画であらかじめ用途地域の指定ができない、転用になってはじめて決めるというようなことはあり得ない。優良な農地かどうかは、一応基準がある。客観的に決まるのではないかと。決まるのであれば、あらかじめ決めておいた方が妙な憶測を産まない。

黒川主査) 水利においても、根幹に当たる農地とか、末端で消えていってもかまわないところとか、前もって想定できるのではないかと。

福井専門委員) 逆に言えば、優良農地であれば、それ相応の覚悟を持って営農をしてくださいという公的なメッセージが与えられるのではないかと、それによって大事にしようという気持ちが強まる。転用の段階になってから決めるということになると、転用したい側はできるだけ優良でない農地の認定を受けようとして一生懸命に裁量権の隙間をぬって泳ぐということになるし、それは現に起こっている。あらかじめ決めた方が客観的でフェアだということとは事実だと思うので、引き続き検討願いたい。

大角計画官) 都市計画の用途地域にあたるものは、農地の場合、農用地区域の指定。農用地等として利用すべき土地の区域はあらかじめ農用地区域として指定している。

福井専門委員) それと同様のことを農地法上もしたとして、平仄があわないわけではない。

大角計画官) 農地法の区分は転用する際の農地区分であり、どこから優先的に転用を促していくかというもの。

福井専門委員) 今の法制はそうになっているが、本来優良な農地を守るという方向ならば、老婆心ながら、農地法の区分もあらかじめ決めてみんなのコンセンサスとしておく方が優良農地は守られるのではないかと。

大角計画官) われわれとしてはそのような考え方のもとに農地法の後で農振法を作って、農用地区域制度を作ったもの。

福井専門委員) 相まって守るという意味で平仄をあわせるべきではないかと。

大角計画官) もう1つ、第1種農地は例えば20ヘクタール以上の集団的農地となっているが、ここに道路が作られると、農地が分断する。

黒川主査) だから、そういうところに、道路を作らないでくれということなのでは。

大角計画官) しかし、道路は公共事業で許可不要でできることとなっているので、農政の方に相談なしに道路を引くことが制度上可能。そうすると集団性を失って、第1種農地ではなくなってしまうということになっている。あらかじめ、定めるということにしても、道路サイドが今後どのようにしようということがわからないと。

福井専門委員) それは道路を作る時にも、本来農業部局とも調整があるのだから、優良農地に道路なんか引いてもらっては困ると言わなければならない。

黒川主査)しかし、実際問題としてみんな道路を欲しがってしまうし。

大角計画官)べき論は別として、現実問題として、調整が行われているというわけではないので。

福井専門委員)しかし、農業に投資を多額にしているわけだから、そのコストが埋没してしまうことは、納税者にとってもつらいこと。だから、せっかく投資したところが、優良農地としてあり続けるように担保する仕組みを最大限様々な角度から導入すべき。引き続き検討してほしい。

南場主査)それでは、所有、賃借の方では。

福井専門委員)参入するところが厳しい割には、転用が自由だという印象を受ける。もう少し、入り口の方は自由にして、転用については行為として規制するという方向にならないか。回答は、変えることはむずかしいということのようだが、もう少し進められないものか。

今城課長)仮に転用規制が強化されても、きちんと農業をしてもらえるかというチェックは、出口がどうなるかとは全く別の問題として必要。出口がきつくなれば、入り口は緩くていいという議論をよくされるが、そこは違うのではないか。

福井専門委員)入り口は厳しくてもいいのだけれども、主体によって、厳しさ、甘さが変わるというのが適切でない。農地をきちんと耕作し、必要な農作業にきちんと従事し、効率的に耕作するというのが本来の趣旨だろう。それであれば、主体が株式会社であるのか、個人であるのか、農業生産法人であるのかということと関わりなく、まさに担い手として認知し、むしろ後押ししていくべきではないか。

今城課長)3要件の適用の仕方について、それは個人であれば、その人を見ればすむ。法人は機関である。全体として3要件を満たすかという外形的な基準がどうしても必要となる。法人が農業を継続的に行うかどうかを見るにしても、株主がどうなるかわからない法人の場合、この要件を満たすということは言い切れない。今の制度は個人と法人のそれぞれが活かされる、法人のいいところを取った制度であり、かつ、農業の持つ特質である通常産業のように投資がすぐ回収できるというものではないわけで、構成員がなかなか投資回収ができないという中で農業を継続できると見ることができているのかどうか、そこが外形的には見にくい。いい会社か、悪い会社か判断のしようがない。

福井専門委員)いい会社かどうかわからないのと同様かそれ以上に、いい個人かどうかもわからない。実際に耕作放棄地が多いということだが、耕作放棄のほとんどは個人ではないか。個人が高齢化したり、後継者がいないということが原因。個人であり、生死があり、永續しえないため、続いていかないことに連動している。そうであれば、むしろ、個人であれば大丈夫とはその点からも言えない。株主が利潤動機を持っているからというが、個人だって利潤動機を持っているから転用する人が出てくる。個人か法人かではなく、法人で仮に転用する動機を持っているかもしれない輩が、農地を取得することや賃借することがあったにしても、あとはせっかくのその土地への投資が埋没しないよう、行為規制として、一旦始めた以上は、継続せよ、安易な転用でキャピタルゲインを得るようなことは認められない、という仕組みを作っておけば、個人でも法人でも同じ規律のもとに対等に服する、そして、同じように農業の生産性を高めることができるということになる。そういう仕組みに変えないといけない。主体で截然とわけて個人と法人とは性質が違うというのではなく、同じく農業を続けさせる、行為の規制によって続けさせる方が合理的だと思う。

今城課長)行為によって規制するというが、この農業生産法人の要件は参入の時点、権利移動を認める時点の要件である。ある程度永續性なりを考えなければならない。その際、どういう構成員であるか、とりあえず農業をやってみようという人なのか、きちんと投資をして農業をやっていこうとする人なのか、全くその時点でわからない。

福井専門委員)だからこそ、転用制限が必要。

今城課長)転用制限の問題ではなくて、資本力も大きいから、試しにやってみただけダメ

だったというときの弊害は比較にならないほど大きい。

黒川主査) 試しにやってみただけダメだったというのがなぜ弊害なのか。

今城課長) きちんと農地が使われないことは弊害なのではないのか。

黒川主査) そのようなところがたくさん出てきて、参入してみようという環境を作らないと日本に担い手なんていなくなる。

今城課長) したがって担い手が不足する懸念が強いところについては、農業生産法人の要件はほとんど撤廃している。リース方式で参入できるのだから、そちらで参入して頂いて結構ということ。

南場主査) ガバナンスが徹底されるはずの株式会社による創意工夫や生産性の向上といった、改善の可能性は感じていないのか。

今城課長) 感じているから、平成12年の改正で株式会社形態を一部入れて創意工夫を活かすやり方を導入している。したがって、先程も触れたいろいろな農業生産法人も生まれているということである。

福井専門委員) 農業に参入しようという担い手がいること自体は喜ぶべきことではないのか。

今城課長) そのとおり。

福井専門委員) せっかく参入しようという主体があるのに、参入して継続して、生産力をあげてくれる貢献してくれる主体になりうるかもしれない者をあらかじめ排除してしまうのはもったいないではないか。

今城課長) したがって、あらかじめ排除しないように今回の制度改正でダブルトラックとしている。

福井専門委員) もっと広げられるのではないか。主体に対するのではなく、行為に対する規制をする。例えば、きちんと耕作する、必要な農作業に従事するとか、効率的に耕作するとか、こうしたことをきちんとフローでチェックする仕組みをとるべき。そうでないと優良農地も投資が埋没してしまう。個人でも法人でも3要件を維持しようような経営をしているのかどうかということを常時チェックするということが、どっちにしろ必要ではないか。

南場主査) 監視を強化するということはないのか。

福井専門委員) モニターを強化するということ。

今城課長) 事後的な監視というのは、今のように許可要件を課していればまだしも、そうでない状況を見ると、これは地方公共団体にこの業務をお願いしているので、そこに相当の負荷がかかる。今でも農業委員会は多くの業務をすることになっているので、この監視をするための行政コストがかなりになってしまう。

福井専門委員) それを必死にする必要はない。一応のチェックという程度であればそれほどコストはかからない。農業の生産にとって問題なのは、耕作放棄と転用。耕作放棄はある意味ではそこが農地として生産性が低いというメッセージかもしれないので、最後までフォローできないかもしれない。しかし、転用はフォローできる。

転用に係る優良農地でもものすごく農業投資をしたところで農業生産性も高いところが宅地になってしまうというようなことは許されるべきではない。そこを確保すれば、転用のキャピタルゲイン狙いの部分は実現する見込みがない、変な利得動機をくじく措置さえきちんと仕組んでおけば、株式会社だろうが、個人だろうが安易に農業をはじめるといったことはできない。そのパッケージが必要である。

今城課長) キャピタルゲイン狙いというだけではなく、農業がきちんとできるかどうか、事前に予測しがたい。うまくいかなかったときの与える影響が、面積が大きいことから、大きい場合が多い。

福井専門委員) 投資される量が多いということは、うまくいけば大きな生産へのインパクトを与える。出る方の確率が同じならば、入る方の確率も同じ訳だから、それは優劣にならない。

今城課長) われわれとしては、担い手が非常に不足している地域については来てもらいたいという制度を作っている。

黒川主査) それは、今の農業者がやっている程度のことをする参入者を期待していて、ソニーや松下電器のような、ものすごい経営力、農業委員会以上の情報量を持っていて、きちんと経営ができ、世界のマーケットも理解できるような会社が参入することもあり得る。それなのに、日本国内に競争力がある農業生産者ができたら困るのか。それを作るうというのが今の農林水産省の政策なのではないか。

今城課長) 現実的にソニーや松下電器のようなところで、参入の希望があるところは仄聞していない。

黒川主査) カゴメやハウスやあるではないか。

今城課長) カゴメは既に参入されている。そういうところはうまくやっていただいでいて、それで悪いとは全く言っていない。将来的に担い手がいて、発展しているにもかかわらず、そういう人たちに参入してもらわなければならないという現状にない。担い手がいなくてどこにはどうぞ参入してくださいということ。

福井専門委員) 参入が大規模で優良で継続性が強い人は、他の生産者との競争という意味では、相手にとっては不利益かもしれないが、農業生産にとって、国民にとってはハッピーなことではないか。

今城課長) 国民にとってハッピーというが、現実には直接農業生産法人で参入しない形でも、農業に関わって、資金援助とか、子会社が施設を作っていて、親会社が世界に名だたる電機メーカーというようなところが、本業の方が欠損を出してしまったので、農業投資(トマトの生産)の方がもう少しでうまくいくかもしれない状況だったが5年を待たずに資本を全部引き上げて、使えない大規模な施設が残ってしまったという例が現実にある。その地元ではその施設をどうやって使おうかということで一生懸命考えている。確かに競争力がアップするように進めることは、農政の大前提ではあるが、地元にとって、そういうことが一度起こることの弊害は計り知れない。

黒川主査) それは大きなダイエーが街にいなくなったなどというようなことはいくらでもあるではないか。そういうことが1個起こることがどうしていけないと思うのかがわからない。

福井専門委員) そこが本当に優良農地で生産性が高い土地であり、単に本業の都合で撤退したところなのであれば、他に農業として承継するところが出てくるはずだ。転用さえコントロールしていれば、生産性の高い土地ならば、そこを受け継ぐ農業経営者は現れないはずはないし、現れないということは放置した方がよい土地だったのかもしれない。そこは政府や自治体がどうこうするというのではなく、農業を営む者の判断を尊重することが農業生産力の増強につながるはず。

福井専門委員) 撤退した場合に大きな影響と言うが、それは成功したら、大きなインパクトなのだから、片方だけ強調するのは問題。

今城課長) 農地の制約のない、畜産のような分野で、法人が入っている例はたくさんあるが、びっくりするような生産性の高い経営が入っていることはない。それは農業の特質である。

福井専門委員) 個人であっても大規模な農地所有は可能であろう。個人の農地所有に制限は設けているのか。

今城課長) 設けていない。

福井専門委員) ものすごく大きな農地を所有する形で参入した個人が撤退したら、ものすごく大きな影響が出るではないか。そちらもいけないと言わないとつじつまが合わない。

今城課長) 現実的には全部をきちんと耕作できるかということを見ている。

福井専門委員) 個人が他の人を雇うことだってあり得る。規模が大きい方がいいということは、成功したときのことを考えれば当然。撤退したときに大きな影響があるというのであれば、個人でも法人でも、主体を問わず考えるべき。規模をできるだけ拡大し、で

きるだけ効率的な経営をさせようということであれば、大規模に参入する人の参入を促進するという前提に立つべき。大規模はいいが、撤退すると困ることになるというのは、何がしたいのかそもそも方向がわからない。

今城課長) 農地と農業の両方の特質を考えるべき。投資をすれば必ず利益があがると考えているのではないか。農業については、投資回転率が非常に低い、かなり格差がある。その投資が回収されるまでの期間、株主の意向がこの投資を続けるべきであるということになかなかならない。入って頂きたいようなところには、入って頂けるような措置をしている、そちらでやって頂ければと思う。門戸を閉ざしているわけではない。

福井専門委員) 政府や自治体サイドで決めるのではなく、ここでうまくいくかもしれないという当事者のイニシアティブに配慮をしてもらいたいということ。

南場主査) 転用もできず、大きなキャピタルゲインも得られないところで農業をするという意思決定をすることには、株式会社も慎重にならざるをえない。それを個人であれば、気持ちが変わりました、というだけで特段の説明もせずにやめることができるが、株式会社の場合はその意思決定の理由をきちんと説明することが必要となる。一度決めた方針を翻す時のハードルはものすごく高い。株式会社性悪説、株式会社は短期的な利益を追いかけるといっているのは、現状とあっていない。

黒川主査) いつでも最終的に決定するのは、農地をリースするサイド、今農村コミュニティにいる人たちにイニシアティブがあり、彼らがイエスといわない限り入っていけない環境となっているように聞こえる。農業という産業も農村地域の人でも、都市に住んでいる人であっても、オープンに参入できる、オランダみたいになるのが普通ではないか。

福井専門委員) 引き続き議論させてもらいたい。

本間専門委員) 農業をやっているかどうかをフローでチェックするのはなかなか困難だという話があったが、作物統計は、日本の農地のすみからすみまでどこで何を作っているか把握している。それはやる気の問題だと思う。

今城課長) 今、国家公務員の定員削減が言われている中で、やる気だけでできるかどうか。

議題3. 農協の在り方を含めた農業関連流通等の改革について

農林水産省経営局 協同組織課長 天羽 隆

1. 農水省説明

天羽課長)

質問事項2(1)の

- ・農林水産省より出された中間論点整理(「経済事業のあり方の検討方向について」)はお配りしたものであるが、今後の検討状況、スケジュール等については、7月6日に中間論点整理を出し、これを全農に対して申し渡しをしている。それ以降経済事業改革チームにて三度に渡ってヒアリングをしている。全農の経営管理委員会の方と意見交換をしている。全農の方は7月に「新生全農を創る改革実行策」を作っており、現在実行策の具体化の作業中である。
- ・次に、本年7月に全農より公表された「新生全農を創る改革実行策」に対する考え方、評価については、全農が発表した改革実行策には外部役員導入とか、経営役員定数削減などが含まれていて、農水省の中間論点整理を踏まえて、一定の改革の道筋をつけたものと考えている。改革実行策を早期に具体化し、改革を本当に実行することが重要であると考えている。
- ・経済事業の主体である各单位農協と全農等系統上部組織の在り方については、もとより単協と連合会については、相互の関係によって決まってくるが、全農のような連合会は農協の経済事業の補完の役割を担うものと考えている。この考えは15年3月に

している農協の在り方に関する研究会報告などで、示されたものである。

- ・共同購入事業における生産資材価格等の引下げ方策については、生産者は単協から生産資材を購入するものであるが、系統が自ら検討し具体的な引き下げを実施すべきであると考えているが、系統組織全体として、15年10月に23回のJA全国大会があったが、組合員の負託にこたえる経済事業改革を行っていくということで、弾力的な価格の設定等を掲げている。全てのJAがやっているということではなくて、一部のJAに見られる事例ということであるが、JAの資材の仕入れを全農に限定することなしに入札に付するといったことに取り組んでいるところもある。物流コストの削減を単協の域内でも図っていかなければならないということである。
- ・複数段階での手数料の削減方策並びに農協系統の果たす機能に応じた手数料の設定の考え方については、手数料の在り方についても系統及び組合員が検討、協議し決めていくべきものと考えているが、削減方策としては、物流コストの削減、管理コストの削減が大きな課題であると認識しており、物流センターの集約等に取り組んでいるところである。機能に応じた手数料については、例えば販売一つとっても、単協では直売所を開設して地産地消的に物を売るような売り方、単協や連合会が販売ルートを見つけてきて売る売り方、卸売市場にそのまま出す売り方、加工用や実需者を見つけてきてそこに売る売り方といった色々な機能があるわけで、それぞれに応じて一本の手数料ということではなくて、それぞれに応じた手数料設定に変えていくべきであるという考え方で今系統の方でも議論が進んでいると承知している。
- ・農家の手取りを増やすための農協としての農産物の販売力強化策については、経済事業改革に遅れが指摘されているわけであるが、その中でも特に、最も難しい課題の一つである。系統の方でも先ほどの15年のJA全国大会で、マーケティングを指向した販売戦略に基づく生産供給体制の確立ということをしており、取り組まなければならないと認識しているものである。一部の単協の先進的な事例としては、直売所で売る売り方、共同出荷する売り方、スーパー等の量販店と結びついて売る売り方、スーパー等の中に単協の売り場コーナーを設けて売る売り方、それぞれ生産者も組織をし直して生産から販売につなげていく、その中で手取りの拡大を目指していくといった取り組みをしているところもある。いずれにせよここは、難しいポイントである。
- ・地産地消、直販等への農協の取り組み状況については、全中の調査によると、17年の4月現在で、58%の農協が直売所を設置している。この場合は単協が経済連を経由せずに出荷している。これに限らず、傾向としては直接販売の割合が増えてきていることが、全中の調査でわかってきており、コメ、青果物それぞれ16%程度前の調査に比べて増えている。
- ・本年11月末を目途に取りまとめられる農協系統の販売事業改革の方向に関する検討状況については、販売事業でどうやっていくかはとても難しい課題であると思っており、これは単協だけでもカバーしきれないし、経済連や全農だけでも足りないし、両サイドの取り組みが必要ということで、検討の場として、全中の経済事業改革の検討会の中に特に販売事業検討委員会を置いて、11月末に向かって検討を進めているのが現状である。今、販売の中でも園芸関係とコメ関係とに分けて、議論が進んでいることを承知しており、コメの方は一歩進んでいる感じである。園芸はまだまだという感じである。
- ・農協系統の事業・組織の見直しに伴う人員削減計画の検討状況については、農協系統では、単協、全農はそれぞれ法人格は別であり、なかなか全体の人員削減計画は難しい点がある。系統全てで人員削減に取り組んでいかなければならないということで、15年のJA全国大会、これは3年に1回開催される全国大会の中で直近のものであるが、JAグループ全体で3か年で3万人削減するという決定をしている。全農についても12000人から17年度末までに10500人体制を目指して取り組んでいるとのことである。

次に質問事項 2(2)の

- ・農協関係における独占禁止法の不公正な取引方法のガイドライン化については、協同組合一般には、独禁法適用除外になっているが、不公正な取引方法を用いた取引の場合は適用除外になっていないことはご承知のとおりであり、公正取引委員会が農協系統事業に着目してガイドラインを設定して下さるのであれば、農水省も当然全面的に協力していくつもりである。行政庁のガイドラインとは別に実際に事業を行っている全農や、全農・単協の指導機関である全中が系統の中の取り組みとしてガイドラインを作るのが望ましいと考えており、それは今作業いただいていると記憶している。
- ・農業に関する補助金が農協経由以外でも活用されるようなインターネット上での情報提供等の体制整備については、農林省予算全体ということで、省内で調整過程にあるが、ご指摘の農協経由以外でも補助金が活用されるといった観点も含め情報公開をそもそも徹底していこうという観点で農水省の全ての補助事業について、事業毎に事業の内容、実施団体、金額等を記載した事業のPR版を概算決定後農水省のホームページで情報提供する方向で、今調整をしている。
- ・農協が行っている各事業への新規参入が妨げられないための措置（法令違反事例、苦情等への体制整備等）については、先の補助金にも関係することではあるが、農協系統と農協系統以外の団体について補助金の交付といった面でイコールフットイングにしていこうということで、平成15年度から補助金交付要件の見直しを行ってきており、今は農協だけに交付対象を絞ったものはないと、この間もご説明させていただいた。法令違反事例、苦情等への体制整備については、農協改革BOXという名前で農水省のホームページで直接メールを受け付けている。全農では、今回の改革策の一つとして、ホットラインを開設すると聞いている。役所に来た色々なメールであるが、かなりバリエーションがあって、ごく抽象的な思いを述べたものから、かなり固有名詞も入って具体的なものまで色々なバリエーションがある。具体的な記述があるものについては個人情報保護にはもちろん留意する必要があるが、所管の県庁（単協の場合）に話しをつないだり、全国連の場合は所管が国であるので、個人情報に触れるところは隠して、事情を聞いたりするといった対応をしている。
- ・既存の農協以外の農業者による直販を含めた流通ルートの多様化に対する促進策については、これは難しい話であり、農協以外のみを対象とする補助金なり事業は基本的にはやっていない。しかしながら、農家所得の向上なり食料供給コストの低減の観点からより望ましい生産流通体制の整備を目的にして補助事業を（経営局ではないが）設けている。

次に質問事項 2(3)の

- ・部門別区分経理の徹底（管理費の細目についても区分経理）についてであるが、事業管理費の明細については、上場企業で公表することになっているセグメント情報と同様、減価償却費について独立して掲げることにしてあり、現実問題、減価償却費以外の事業管理費は7割強が人件費であり他の科目の明細を掲げる意味もあまりないのではないかと考えている。当該情報の外部（准組合員、員外利用者、潜在的利用者等）へも情報提供については、農協は協同組合で組合員の相互扶助を目的とした組織であって、情報開示も組合員に対して行うのが基本であるが、信用事業を行う農協には、ディスクロージャーの縦覧も義務付けており、上場企業のセグメント情報と同じこととなっている。したがって、外部への経営情報の開示は一般論としては望ましいが、農協が協同組合であるということを踏まえると、一般の公開会社以上に法令上開示を義務付けることは、過剰ではないかと考えている。
- ・外部の第三者による監査については、監査の問題は公認会計士の世界でも今すぐ議論があって、農協の監査についても色々議論がある。中立性、専門性を不断に追及していかなければならないという思いであるが、当方の考えは、既に外部の第三者である中央会監査を義務付けており、公認会計士監査は今のところ考えていないという

ことである。先ほどのところに戻るが、組合経営方針は組合員が決定するのが協同組合の特性であり、決算書類はもちろん総会報告を義務付けている仕組みとなっている。

2. 質疑応答

本間専門委員) 全農の改革の在り方はそれなりに示されてきたが、それを監督する立場にある全中の問題はないのか。全中の役割をどう捉えているのか。全農だけの問題なのか。

監視機関である全中は何をしているのかといった認識はないのか。

天羽課長) 御指摘のように、全中が法令上指導機関として期待されており、全中がもっとしっかりすることが、全農に限らず農協改革や色々な事件等に役立つと考えており、普段、私共も全中に向かうときには、君らがしっかりやらないからだと督励しているところである。

本間専門委員) そこが見えてこないところがあって、それぞれが勝手にやっているところがあって、全中はどうなっているのか、形の上ではそうだが、やっていることは政治関係ばかりという印象しかない。一般的には、もう少しきちんと組合員等に伝わるような形でもう少し全中の在り方を検討する必要があるのではないかと思っている。

天羽課長) それに関連してであるが、16年の農協法改正で、指導に関する基本方針の中で、不祥事の話しについても3本柱の一つとして取り組むようになっているが、なかなか外に見えないという側面があるろうかと。一層の指導が求められていると思う。

福井専門委員) 農協の存在と他の農業事業者の関係で言うと、イコールフットィングの話があったが、位置づけに違いがある。農協は民間ではあるが、設立認可があり、事業範囲が法定されているとか、独禁法の一部適用除外、さらに補助金が特別ルートで提供されるといった特殊な地位がある。それを考えると、多少性格が違うということについて、もう少し全体的に同じような性格に持っていこうとされる考えはないのか。イコールフットィングをさらに主体の面でも進めていくということ。

天羽課長) 農協は自身が農業生産をやるわけではなく、先生が言われたそういう点が生産者とは違うということはそのとおり。農業者が組織する団体として、農協とそれ以外の法人があって、それぞれイコールフットィングであるべきだというのはそのとおりと思っている。

福井専門委員) 独禁法適用除外について、いわば農協だけの特別扱いをいっそのこと止めてしまうことはできないのか。

天羽課長) 独禁法適用除外は、他の協同組合である生協や中小企業協同組合等でもそうになっており、そこは理念として、小規模なものが集まって、活動するもので。

福井専門委員) 最近の実態に鑑みると、農協で特に独禁法に関わる事件が頻発しているとも見受けられており、独禁法の適用除外が遠因になっているという捕らえ方はできないのか。

天羽課長) 確かに公取が調査に入った事件では、適用除外になっていない不公正な取引については、まさにそういう観点から公正取引委員会が調査されていると思っている。

福井専門委員) それは、精神において連続するものはないかといった論点である。

本間専門委員) 関連で、単協はわかるが、連合会が適用除外になっていることについては何度も聞いても理解できない。

天羽課長) 他の連合会も同じようになっている。

本間専門委員) 例えば、生協は連合会はあるがいわば、情報交換の場になっていて実質的に事業をやっているわけではない。農協の場合はそうではなくて、末端の場合は万屋さんで、それを吸い上げて、独立の事業を全てやっている。そう考えた場合、一つの事業として巨大化しているにもかかわらず、商社に匹敵するか上回る経済事業をやっているわけで、そういうところがなぜ、独占禁止法の適用除外になっているのかということ。

福井専門委員) 今の法律の仕組みとして、そうになっているものはなっているのであるが、現時点でみて、連合会の事業実態に鑑み、なおかつこれを今後とも堅持しなければなら

ない政策的合理性があるかどうかという観点からの検証である。

天羽課長) これは、前回もご説明させていただいているかもしれないが、単協は個々の生産者の生産物の販売であるし、個々の生産者が必要とする資材を積み上げて単協に頼む。単協は個々の零細な生産者の販売をまとめて連合会につなぐ。購買の事業も個々の生産者が必要とする需要のつみあげを単協が連合会につなぐということで、引き続き必要があるというように考えている。

福井専門委員) 法定された事業範囲が、信用、共済、購買等かなりパッケージでなされているが、ここが結局、一種、事業法制ごとにみれば、すなわち農協以外の金融事業とか、共済事業とかについてみれば、兼業の制約等の色々な拘束がかかっているが、農協については、農協法によりその適用除外が与えられているという法的な効果を持っているわけである。そこについても、一種の今回の不祥事的なものについてもそうであるが、ある事業の権限の発現に、別の事業で有利に立つという構造が現れているとすると、このいわば垣根がないに伴う独占的優越的地位が顕在化しているのとらえる余地があると思う。その点はいかがか。

天羽課長) 今回の不祥事としているのが、今、公取が調査に入っている北海道を前提に申し上げさせていただくと、今回報道されているものが本当に黒かどうかということについて申し上げる立場にはないが、もし、融資をしているという信用事業を背景に生産資材を買えとか、出荷をどうこうしろといっていると、先ほどから申し上げている不公正な取引方法は、(適用除外の)適用除外であるというルールに当てはまる可能性がでてきている。もしそのような話があるのであれば、公取が調査に入る。

福井専門委員) 他のパッケージの業務が法定されているわけではない金融事業とか共済事業には、兼業制限という制約がある。そこがないのに加えて、いわば独禁法の規律が2つかかっているところが一つになってしまっているということで、コンプライアンスに関して担保措置が弱いものになっている。

天羽課長) 不公正な取引方法については適用除外がかかっていないことになっている。

福井専門委員) 失礼した。そこは独禁法の世界では担保されているわけですね。圧力を使用することは、不公正だということで。それに加えて、よそのセクターであれば、兼業が禁止されていることに伴う二重のバリアがあるということを示している。それが、農協の場合には一重のバリアでしかないことが、不正を頻発させやすいのではないかという問題意識である。二重鍵か一重鍵かは危険の発生リスクに対する考え方である。

天羽課長) 頻発しているかどうかの評価もできないが。

南場主査) 農協以外については兼業が禁止されている。禁止されていない農協が一般の上場企業以上に求めるといったことについて、過剰なものと判断することは理解できない。

福井専門委員) 兼業禁止の趣旨は、金融の場合はまさしく、今回報道されている事実がどうかは別として、そういう事を抑制する。すなわち、金融は強大な権限だから、取引先に対して、その異常に強い金融を利用して、他の事業で有利に立つのは望ましくない。独占禁止法上望ましくないのに加えて、事業形態としても望ましくないという一つの割りきりが、かなりこれらの広範な事業について存在している。それと同じような規律に服させた方が農協自身も健全に各部門ごとの経営に専念できるということにならないか。どうするのかは別問題である。色々話題となった分割かどうかといったことを言っているのではなく、要するに、金融部門と他の部門とが上部組織で完全に一体となっていて、間にファイアーウォールがない状態が本当にいい事なのか、という問題意識である。

小林協同組織課課長補佐) 細かい話ですが、上部組織は全て別々になっていて、単協だけしか兼業はしていない。

福井専門委員) 単協の中の意思決定者が、信用のトップであるし、共済のトップであるし、購買のトップでもあるということになっている。単協の経営主体としての意思決定機関が両方を見ることのできる立場にあるということが、歪みの原因になっているのかもし

れないということを危惧する。

天羽課長) 基本論に戻るが、農協法はできる事業を確かに何号にもわたり書いてあるが、その事業をパッケージで行うことを組合員が選択する場合もあるが、専門農協でやっていくといった選択をすることでやっていくことも可能なオープンな仕組みとなっており、信用事業を組合員が選択しているものである。

福井専門委員) 単体の金融機関であると、選択はできないのである。選択できるという意味では、事業間の権力融通のようなことが起きているとすると、部門ごとの遮断はこのような頻発する不祥事を防ぐために効果的なわけで、検討に値する改善課題である。

天羽課長) 協同組合であるので、信用事業農協として成り立ってもいいし、販売事業農協であっても良い訳で、そこは組合員が選択している。

本間専門委員) そもそもなぜ、農協に兼業が認められたかといえば、たぶんやはり、農村に対して金融機関が少ない、サービスがなかったから、やはり必要ということで認められたと思う。本質的にそういう状況にはないのではないか。もう既にどんな都市銀行、地方銀行でも入り込めるようなインターネットの世界であるし、イコールフットイングと言う観点から見たときに、競争条件の確保という意味では検討に値する話しと思う。

福井専門委員) 関連で申し上げますと、コストの区分経理についてはもっと厳格にできないかということである。やはり銀行法とか保険業法のような厳格な兼業禁止がない特別な地位にあるわけだから、なおさらやはり、部門ごとのどういう収支なのかということ、普通の上場企業以上にきちんとやるべきだという問題意識をもっている。

南場主査) 上場企業並みといわれているが、通常兼業できないものが、兼業できるのであるから、上場企業以上のディスクロージャーや区分経理を徹底させるべきであるのに、これができないということは理解できない。

福井専門委員) 今の農協法施行規則第 149 条第 15 号に、人件費、業務費その他の一般管理費の明細で計上されている損益計算書科目レベルについては、今は区分経理がされていないようであるが、区分経理をして、総会に報告したり、外部への提供を求めてはどうかとの問題意識もある。そのようなことも是非検討いただければと考える。

天羽課長) 私共としては、やはり、総会の資料には先ほどから申し上げている減価償却費まで入ったものを出すことになっている。これは金融機関にも、株式会社にそのようなルールにはなっていない。株式会社の場合、上場会社のディスクロージャー情報は減価償却まで書くことになっている。

福井専門委員) わかりますが、上場企業とか保険会社、銀行は、部門間融通ができないよう他業禁止になっているわけであり、そうならない場合はなおさら、本来他企業であればウォールがあるところに、ウォールがないのだから、相互融通があったら、まさに、別の信用事業に基く経済事業への圧力に発展し兼ねないのは当然である。

天羽課長) 金融機関は、子会社を持つことが一定の範囲内で認められていて、連結してディスクロージャーに書くことになっているが、そこにおいてもセグメント情報の分類は総合農協の分類と同水準となっている。

福井専門委員) だが、法人の単位が違う。人格の単位が違う。農協の場合はまったく人格の単位は同一であるから、代表権も意思決定権もまったく同じ組織である。そこに違いがあると思う。あと若干の問題意識を申し上げておくと、先ほどのガイドラインについては、公取がガイドラインを作成するのであれば、前向きに協力されるということでのよいのか。

天羽課長) 公取がガイドラインを作るということであれば、協力をさせていただく。

福井専門委員) 農水省から公取にガイドラインを作って欲しいと要請される考えはないか。

小林協同組織課課長補佐) 既に公取とは事務レベルでは接触をしている。ただ、いかんせん公取のご判断があるものであり、我々としては既に公取の方には事務レベルではそのような申し入れと言うか、わが方の課長が申し上げたような対応である旨伝えている。

福井専門委員) 補助金に関するインターネットの情報提供について詳細に事業内容や金額

等について提供されるご予定という理解でよいのか。

天羽課長) 情報開示をしていくように省内で調整中である。

福井専門委員) まだ、意思決定されたわけではないのか。

天羽課長) はい。

福井専門委員) それは、言われたような方向で徹底的な情報開示にほぼなりそうなのか。

天羽課長) 省内で調整中である。

福井専門委員) その場合に、情報開示をきちんとやっていただくことを前提として、情報開示がなされた補助金について、単に見れるというのではなくて、農協が特別な地位に立つわけではないという実態上の補助金に関するイコールフットィングも同じように担保されるものであると理解してよいのか。

天羽課長) 補助金の交付対象に対するイコールフットィングの話については、先ほどから申し上げているとおり、15年からイコールフットィングになっている。

福井専門委員) 今もなっているということか。

天羽課長) はい。

福井専門委員) 情報開示でその事情は変わらないということか。情報開示が十分ないと、農協を事実上通じた方が補助金を取得しやすいというバイアスが生まれてしまわないかという懸念である。情報開示自体がなされることとのセットで、農協と対等な地位になるということが実態上も確保されるという回路になっているのかということ念のために申し上げた。

天羽課長) そもそも、補助金の全てをホームページに載せること自体が調整中であるので、それから先については検討したい。

福井専門委員) 別件であるが、有限責任事業組合(LLP)という農家や農家以外の者の出資の設立について検討されているのか。それについて、有限責任事業組合契約法があるがそれについては何か議論されているか。

天羽課長) 何の議論を。

福井専門委員) 農家がそういう組合を設置して農産物の生産・集荷等を行う共同体として活動することを例えば後押しするという考えはないのか。

天羽課長) それについては、当課は協同組織課であり、そういう補助事業はもっていない。一般論として申し上げれば、LLPを作って、生産者がやっていくということは何の抵抗感もないが。

福井専門委員) 例えば、そのような組合に株式会社が出資することによって担い手になるということでも構わないのか。

天羽課長) 法制の範囲内でやっていくことには、何の問題もない。

福井専門委員) わかりました。

南場主査) 後は、ディスクロージャーの部分の監査であるが、監査はきちんと行われているのご説明であったが、実際的には、監査自体が中央会の一部によるものであり、本当に独立しているといえるのか、実態的には内部監査ではないかと思われる。それに対して通常兼業が禁止されているのに兼業されているのであるから、通常よりも厳しい監査が必要なところを、実際は内部のような外部でやっているように見えて仕方ないのだが。

天羽課長) 法人が別であるということで、外部であるといえると思うが、それにしてもご指摘のとおり、監査の世界で、中立性なり、専門性をより高めていく工夫をしていかなければいけないのはそのとおりと思っており、そこをしっかりとっておかないと、それこそ株式会社の世界で、時々報道されているような事件が起きるようではいけないとは思っている。

南場主査) そこは、きちんと対応いただきたいということと、通常の株式会社の場合に、監査の怠慢によって会社がおかしくなった時には、監査主体も罪に問われるものである。そのような監査の怠慢に対する歯止め、ペナルティを徹底していただかないとうまくいかない。

天羽課長)そこは、組合員の代表訴訟対象にはなっていて、チェックが働く仕組みになっている。

南場主査)それは、会計的なことだけではなく、先ほどの影響を行使するといったところがあったが、土幌町のことが本当かは別として、そういったところも監査の対象になってくるのか。

天羽課長)それは、業務監査で、決算監査とは別になると思っている。

南場主査)それは、行われるメカニズムがあるのか。

天羽課長)業務監査も対象になっている。

黒川主査)農協については、本来、各地域がお互いに競争しながら、結果、組合員の利益の向上につなげていくものであるはずであるが、県単位で一つのブランドにしたり、全体としての利益ということで、護送船団にすることが、県単位や、全国単位でもあった。そのような中で、本来の組合員のために、地域間の競争が起こるようなシステムに作り変えていくためにどのようなことがあるのか。さらに、農協には事業がいくつかあって、信用、共済、経済事業・・・という分野もある。このような分野についてもそれぞれの地域がお互いに競争しあって有利になって行こうとする意図が、この中間論点整理に見えるが、全中、全農等が、どういう形をとってもらったらよいか。今までは、できるだけ大規模なものを目指してきたが、そのような時代はもう終わって、できるだけ地域間の競争や、各個別の農協の競争力を持つようにするといったことが大切という気持ちはわかるが、それにするためには今までと何が変わるとよいか。具体的にどのようなことが担保されていけばよいといえるのかということ、このレポートを読んだらいいのか。協同組合組織は大規模になればよいということではなくて、国民のためにならなければ意味がなく、また、組合員の利益にならなければならない。具体的にはどこから変えていくのか。

天羽課長)とても難しい問題であるが、先生が言われるとおり、初心に戻って、組合員のための組織なのだ、今日においては、農産物を作っているのは組合員であるが、その売り先である消費者のためにもならないと評価されないのだということに立ち戻って、単協なり、連合会の役割をもう一度見直すということから始まっていかなければいけない。

黒川主査)それをきちんと担保して見直すといったチェックをしていくのはどこの仕事になるのか。

天羽課長)こうでなければならないということはなかなか役所として言いにくいところがある。単協はここまで、連合会はここまでしかできないといったことはなかなか言いにくいところはあるが、今回、全農に対して色々指導している中で、全農も事業改革をしていくと、それを役所はチェックしていくということにはしてある。

黒川主査)国民の前に見えるような形でどういうように具体的にチェックをして、どこまでどう変わったかということ、5年間とか時間を区切ってチェックしていくことは可能か。

天羽課長)そこまでは。

黒川主査)確かに、ここに書いてある論点は、皆もそう思うと考えるが、どこまで進んだかということを確認をもって、進歩して前と変わったという何か数値目標とか時限目標とか、何かそのようなものが、農林水産省と全農の間に有っていいのではないかと思う。これを当方からプレッシャーをかけることが、農林水産省にとって良いことと思うが、そういう動きをしていかなければいけない環境にあることについてはその旨認識されているのであるから、そこで一歩進めていくためには次に何ができるかである。

南場主査)JA 土幌町の事件が報道されていたが、おそらく例外的な、もし事実だとしても一般的なことではないと言われたが、私もこの分野の素人であり、感覚があるわけではないが、このWGに入って、農家の方々に色々聞いてみると、きまって言われるのが、財布を握られているからねとか、お金を握られているからねと言われる。一つの例では、最

近息子が農協を出た。ずいぶん長いこと迷ったが止めさせた。それは、やはり経済事業の自由がお財布を握られているとうまくいかないと言われていた。今回報道された事件のようなあからさまな事がどの位あるかわからないが、もし、私が言うような声が課長にも聞こえているようであれば、由々しい事態であり、少なくとも調査をすべきと思う。そんな大変なことをお願いしているとは思わないし、皆様にとって重要な事実認識になると思うので、ぜひとも前向きに考えてもらいたい。

天羽課長)ここで先生に申し上げるのは何であるが、まさにそのような不公正な取引方法をやっているのではないかと、一義的に調べるのは今回の土幌町もそうであるが、公取の仕事である。単協でそういう法に抵触するようなことが行われている場合に、単協については都道府県が所管し、検査に入ることになっており、そういうところでもしそういう事案をみつけたら例えば公取に相談するとか。

南場主査)具体的な事案をあげる場合に、単協である以上、隣近所の中で訴えることになり声を上げづらいと思う。であるから、例えば固有名詞を出さないということで、調査をなさるといふことか、個別の事案として上げることは、それが上がっていないからこのような事実はない、もし事実があれば全て上がるというようにみるのは難しいと思う。何か個別の事案として上げるというやり方以外の客観的な調査が可能ではないのかと。それはやる必要もないし、仮にそのような事実があれば同じコミュニティで絶対に立ち上がってくるはずである。そこまで人間は強いのだという前提であるのであれば、また調査してみようかと農水省で思われるのでは。

天羽課長)そこはなかなか難しいと思うが。

南場主査)私が聞いた農家の中で、一人として、クレームを上げていない。クレームを上げていないから調査しなくてもよいというもおかしいと思うが。

天羽課長)そうは言われても、個別の事案を出していただかないと、県庁も公取も、なかなか。

南場主査)公取での手続ではなくて、農協の在り方であるとか、日本の農業を良くするためであり、これは農水省の役割ではないかと思う。それがあつて程度構造によるものであり、その構造を変えていくことは、公取ではなくて、農水省の役割ではないのか。手続的には公取の役割であろうが、もうこれ以上は。

黒川主査)例えば、逆に、内閣府の方でいくつかのサンプルをとつて全国の農協の組合員の方々に我々の方からアンケートをとつてもいいか。

天羽課長)それは別に。

黒川主査)通常そのような調査をされるのは組合組織をチェックするところであるが、我々がそのようなことをやって、どのような状態なのかということを確認することを越権行為かもしれないとすごく思っているの、ある範囲に関していくつかの関係の人達にヒアリングをしてみたり、統計的に数をとつて確認したいとすごく思っている。

天羽課長)結果が出たら教えていただきたい。

南場主査)時間が超過したので、長い時間お聞きしたが、後程、追加でご質問させていただくこともありうるが、よろしく願いたい。

以上